令和６年７月２日

**日吉台まつり出演者の公民館無償使用に関するルール**

日吉台まつり出演者が練習目的で公民館を使用する際、自治連行事として使用料の減免措置を受けるためのルールを以下の通り定める。

1. 無償利用可能期間

* 利用可能期間は、まつり開催日の３か月前の同一日付から、開催日前日までの３か月間とする。

例）まつり開催日が10月20日の場合は7月20日から10月19日まで。但し開催日が31日の場合は3か月前の30日からとする。

1. 利用可能な団体

* 実行委員会にまつり参加申し込みを行った団体で、実行委員会がまつり参加を決定し、支所・公民館に予め通知した団体とする。

注１）実行委員会から正式に公民館に通知を行うまでは無償利用できない。

注２）主に未成年で構成される団体ついては、必ず成人の代表者を置き、その立ち合いを必須とする。（使用責任および安全配慮のため）

1. 予約について

* 予約は使用月の前月の1日以降可能とする。

例）10月使用分の予約は9月1日以降可能

* 予約は各団体について、月あたり最大4コマ、1日1コマを上限とする。

注）コマ：午前9:00～13:00、午後13:00～17:00、夜間17:00～21:00の時間枠

* 予約済みの場合でも、他の地域団体、公民館利用者団体の緊急使用についてはそちらを優先する。
* 開催日の2週間前から開催日前日までは、上記予約日とは別に、希望室が空室の場合は無償使用可能とする。
* 利用可能な場合は、代表者が公民館室利用申請、自治連合会名で使用料減免申請を行う。

1. その他

* 最終時間は21:00とし、それ以降は使用しない。
* 退室のチェックは、実際の消灯、空調オフ、片付け等をした者とは別に、代表者がダブルチェックを行い、チェックシート余白に実施者、代表者の自署を残す。